

妊産婦への支援強化事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、新型コロナウイルス緊急対策事業（母子保健）実施要綱第3の1（1）の規定に基づき、妊産婦への支援強化事業の実施に必要な事項を定める。

第2 支援対象者

- 1 本事業の対象者は、新型コロナウイルスの感染が認められた妊産婦で、妊産婦自身だけでなく、胎児又は新生児の健康や出産後の育児等について不安を感じ、当事業における相談支援を希望する者とする。具体的には、以下の者が考えられる。
 - (1) 新型コロナウイルスの感染により、帝王切開で出産し、母子分離等となったため、育児に対して強い不安や孤立感、自信の喪失等を抱えている産婦
 - (2) 新型コロナウイルスの感染により、分娩や育児等についての知識を得る機会である両親学級や育児教室等に参加できず、育児技術の指導や助言が必要な妊産婦
 - (3) 新型コロナウイルスの感染により、里帰り出産が困難となり、家族等の支援を得られないまま産褥期を過ごすことで、生活・育児環境が整わない妊産婦
- 2 医療機関が妊産婦に対して本事業の周知をし、支援の希望がある場合には、「意向確認書（様式1）」を記入してもらい、医療機関において保管する。

第3 実施主体

実施主体は、福島県とする。

第4 支援実施者

- 1 妊産婦の本事業の実施に際しては、新型コロナウイルス感染による健康不安や育児不安など妊産婦の様々な悩みを傾聴し、健康管理や育児に関する専門的な指導やケアが求められることから、妊産婦へ直接支援を行う者（以下「支援実施者」とする。）は、保健福祉事務所の保健師等とする。
- 2 支援実施者は、新型コロナウイルス感染症に関する最新の知見を得るなど、自ら進んで能力の開発及び向上を図る。

第5 実施主体の役割

- 1 事業の周知
県は、本事業の対象となる妊産婦に対し、分娩機関や妊婦健康診査を実施しているかかりつけ産科医療機関等（以下「分娩機関等」とする。）が、本事業の趣旨を踏まえて、十分な周知や説明が行えるよう体制を整える。
- 2 支援対象者の把握
 - (1) 県は、妊産婦からの直接の相談や妊産婦本人による支援の希望に基づき分娩機関等から提供された「ハイリスク妊産婦連絡票（様式2）」をもとに、支援対象者の状況を把握する。連絡票の取り扱いについては、個人情報保護に留意し、分娩機関等と十分な連絡調整に努める。
 - (2) 分娩機関等から提供された連絡票及び支援対象者の住民票のある市町村から情報収集した内容を踏まえ、支援内容等を検討する。
なお、必要に応じて、関係団体等と支援に関する検討会議を開催するなど、十分に連携を行う。

3 連絡票の送付先

新型コロナウイルスに感染した妊産婦が入院している医療機関は、住民票上の市町村ではなく、本人が退院後、支援を希望する市町村を管轄する保健福祉事務所へ連絡票を送付する。（退院後の居住地が中核市である場合は、中核市へ送付する。）

4 具体的な支援方法

基本的には、訪問による専門的な相談・支援が考えられるが、状況に応じて、電話及びビデオ通話等のオンラインの相談等、適切な方法を選択する。ただし、電話等による遠隔での支援に際しても、妊産婦が抱く不安の解消等のために、十分な時間をかけて、寄り添った支援を行うことが必要である。

5 支援の開始及び終結決定の判断

(1) 支援の開始

支援対象者を把握した際には、把握した情報をもとに支援内容を検討し、支援を開始する。支援の開始は、新型コロナウイルス感染後、陰性化した時期を想定しているが、状況に応じて、入院中より支援対象者と連絡調整を行うなど、支援が適切に行われるよう環境を整える。

また、必要に応じて、住民票のある市町村と連携し支援を行う。

(2) 支援の結果報告

支援を実施した場合は、「妊産婦訪問等結果連絡票（様式3）」を作成し、医療機関へ送付する。

(3) 支援の終結

支援対象者に適切な支援が提供され、健康管理や育児に関する不安が解消されたか、養育環境が整ったかなどを判断し、支援の終結とする。

支援を終結する場合には、必要に応じて、住民票のある市町村の母子保健担当部局への情報提供を、本人の同意を得て行い、母子保健事業や子育て世代包括支援センター事業等における継続的な支援体制を確保する。

6 支援内容の検討

(1) 県は、妊産婦や家庭の状況、支援内容を把握し、支援の経過の中で、適時、支援実施者の役割分担や支援上の課題と対応について確認するなど、支援実施者へのフォロー体制を確保する。

(2) 本事業における支援内容は、新型コロナウイルスへの感染により、支援対象者と考えられる妊産婦に対する専門的な相談・支援であり、以下の内容を基本とする。

ア 新型コロナウイルス感染症に関する情報提供や相談・支援

イ 新型コロナウイルスへの感染に伴う育児不安の解消や、育児技術の提供等のための相談・支援

ウ 不適切な養育状態にある場合は、養育環境の維持・改善や、育児の知識や技術の習得に関する支援

第6 支援実施者の役割

1 支援実施者は、検討された支援内容、方法、スケジュール等に基づき、支援を実施する。

2 保健指導の実施に当たっては、平成8年11月20日付け児発第934号「母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施」に準じて行う。

3 支援実施者は、新型コロナウイルス感染症の症状や感染拡大の可能性に鑑み、訪問に当たっては下記の点に留意する。

(1) 手洗い、うがいや手指消毒の励行等の感染予防に努める。

- (2) 毎日の体温測定など自らの体調管理に努める。
- (3) 倦怠感や発熱等の症状がある場合は訪問を行わない。
- (4) 訪問を行う際は、原則として、マスクを着用し、必要に応じて感染予防策をとる。
- (5) 支援対象者及びその家族に対して、毎日の体温測定を依頼するとともに、発熱等の症状があった場合は、速やかに情報提供してもらう。
- (6) 支援対象者の体調不良を察知した際は、必要に応じて、帰国者・接触者センターや主治医等への電話相談を勧めるなどの情報提供や助言を行う。

第7 個人情報の保護及び守秘義務

本事業を通じて知り得た個人情報について、適切に管理し秘密を保持するため、個人情報の管理や守秘義務について事業の従事者への周知を徹底する。

附 則

この要領は、令和2年9月1日から施行する。